

## 室蘭市結婚・出産新生活応援助成金交付要綱（案）

制定	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	11月	24日
改正	令和3年	4月	1日
改正	令和4年	4月	1日
改正	令和4年	6月	2日
改正	令和5年	4月	1日

### （趣旨）

第1条 この要綱は、室蘭市内で結婚や子育てをしたいという若い世代の希望にこたえるため、結婚・出産を契機に市内で転居する世帯に対して、家賃等の助成を行い、経済的な不安を軽減する中で、少子化対策の強化と若年世代等の定住促進を図ることを目的とした室蘭市結婚・出産新生活応援助成金（以下「助成金」という。）の運用等について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚世帯 助成対象期間に婚姻届が受理され、夫婦のいずれもが婚姻日における年齢が39歳以下である夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 出産世帯 助成対象期間に同一世帯に1歳未満の子を持つ世帯若しくは、本人又は配偶者が第4条第1項第3号の規定による住民登録時点で妊娠8週目以降の世帯をいう。
- (3) 助成対象期間 第9条第1項の規定による申請のあった年度（以下「申請年度」という。）の前年度の3月1日から申請年度の3月31日までの期間をいう。
- (4) 助成申請額算出期間 第9条第1項の規定による申請のあった年度の4月1日から3月31日までの間において、助成対象経費が生じた期間をいう。
- (5) 市税 室蘭市において賦課された市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税をいう。
- (6) 住宅賃借費用 住宅の賃借に係る賃料（共益費を含む。）、敷金、礼金、仲介手数料のうち助成申請額算出期間内の費用をいう。
- (7) 引っ越し費用 引っ越しに要する費用であって、引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る実費で助成申請額算出期間内の費用をいう。
- (8) 住居手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住居に関する手当等をいう。
- (9) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(助成期間)

第3条 助成期間は、最大2か年とする。

2 第9条第1項の申請は、交付を受けようとする年度毎に行わなければならない。

(助成対象世帯)

第4条 助成の対象となる世帯は、次に掲げる要件のいずれにも該当する結婚世帯又は出産世帯とする。

(1) 次条により算出した所得が第9条に定める交付申請のあった日(以下「申請日」という。)時点において500万円未満であること。

(2) 本人又は、配偶者のいずれか一方が住宅貸借費用を支払っていること。

(3) 本人、配偶者の双方又はいずれか一方が、婚姻又は出産に伴い、助成対象期間内に室蘭市内の住宅に転居し住民登録をすること。ただし、本人、配偶者の双方又はいずれか一方の名義で室蘭市立地適正化計画(平成31年3月22日公表)に規定する居住誘導区域外(以下「居住誘導区域外」という。)に登録した住宅は除く。

(4) 本人又は、配偶者のいずれか一方が1か年目の申請日から3年以上室蘭市に継続して居住すること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(7) 申請者本人又はその配偶者が過去にこの制度に基づく助成を受けていないこと。ただし、結婚世帯又は出産世帯のうち、助成を受けていない区分においては、この限りでない。この場合において、助成申請額算出期間を重複することはできない。

(8) 結婚世帯と出産世帯の両方の区分において助成を申請する場合は、それぞれの区分において第3号の住民登録の場所が異なること。

(9) 2か年目にあっては、既に当該区分の1か年目の交付決定を受けていること。

2 引っ越し費用のみ助成を受けようとする場合、前項第2号の要件は要しない。

3 2か年目の助成を受けようとする場合、第1項第3号の要件は要しない。

(所得の算出方法)

第5条 前条第1項第1号に定める所得の算出方法は、市町村長の発行する直近で取得可能な年度の所得証明書(以下「所得証明書」という。)により世帯の所得を合算した額とする。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書により世帯の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除することができる。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費の区分、助成対象経費は、次の各号に定めるとおりとし、経費の区分ごとの対象経費は別表1に定めるとおりとする。

(1)1 か年目は、婚姻又は出産に伴う住宅賃貸に係る経費及び引っ越しに係る経費

(2)2 か年目は、婚姻又は出産に伴う住宅賃貸に係る経費

2 助成対象経費は消費税及び地方消費税を含むものとする。

(助成金の額)

第7条 市長は、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、助成金の額は前条の助成対象経費に相当する額かつ別表1に定める必要書類により申請者が支払ったことが確認できる額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。ただし、その上限額は別表2に定めるとおりとする。

(助成金の事前相談)

第8条 事前相談を受けようとする者は、第4条第1項第1号の要件に該当する又は該当しないことを確認するため、室蘭市結婚・出産新生活応援助成金事前相談書兼同意書(様式第1号)を市長に提出することができる。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、室蘭市結婚・出産新生活応援助成金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届出受理証明書の写し(結婚世帯に限る)

(2) 出産後の住民票又は母子手帳の写し(出産世帯に限る)

(3) 所得証明書

(4) 助成金振込口座の預金通帳等の写し

(5) 助成金活用実態調査票(様式第3号)

(6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(第5条ただし書の規定により控除する場合に限る)

(7) その他市長が認めた書類

2 申請者は、前項に掲げるもののほか、別表の経費欄に掲げる経費の区分ごとに、同表の必要書類欄に掲げる必要書類を市長に提出しなければならない。

3 2か年目の申請及び引っ越し費用のみの助成金の交付を受けようとする場合にあつては、その一部を省略することができる。

(助成金の交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、室蘭市結婚・出産新生活応援助成金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 市長は、交付を決定したときは、交付決定者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 申請者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に申告しなければならない。

- (1) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の申請日から 3 年以内に室蘭市から申請者の世帯（結婚世帯においては、夫婦全員が転居したとき。
- (4) 本要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、申請者から前項の申告があったとき又は申請者が前項各号のいずれかに該当することを把握したときは助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、下表の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額について期間を定めて当該交付決定者に対して返還を請求するものとする。

申請日以降で室蘭市に継続して 居住していた期間	返還を求める額
1 年以内	交付決定額の 100 分の 100
1 年超 2 年以内	〃 100 分の 75
2 年超 3 年以内	〃 100 分の 50

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、室蘭市結婚・出産新生活応援助成金全部（一部）返還請求書（様式第 6 号）により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第 14 条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第 15 条 交付決定者は、助成対象費用を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該助成金の交付決定の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、2 か年目の交付申請をする世帯に対する第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定については、なお従前の例による。

別表 1 (第 6 条関係)

経費の区分	対象経費	必要書類
1. 婚姻又は出産に伴う住宅賃借に係る経費	<p>住宅賃借費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、助成対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人又は配偶者のいずれか一方と 3 親等以内の親族である者に支払う費用</li> <li>(2) 駐車場代、地代、光熱費、設備購入費</li> <li>(3) 勤務先から住居手当が支給されている場合の当該手当分</li> <li>(4) 生活保護制度における住宅扶助費が支給されている場合は当該扶助分</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物賃貸借契約書の写し</li> <li>(2) 住居手当兼引っ越し手当支給状況証明書 (様式第 4 号)</li> <li>(3) 助成申請額算出期間内の住宅賃借費用であることを確認出来る領収書又はその写し及びその他の書類</li> </ul>
2. 婚姻又は出産に伴い行う引っ越しに係る経費	<p>引っ越し費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、助成対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家財道具の運搬のために利用した車輛、台車、はしご等に係るリース費用</li> <li>(2) 引っ越し業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用</li> <li>(3) 勤務先から引っ越し手当等が支給されている場合の当該手当分</li> <li>(4) 生活保護制度における住宅扶助費が支給されている場合は当該扶助分</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住居手当兼引っ越し手当支給状況証明書 (様式第 4 号)</li> <li>(2) 助成申請額算出期間内の引っ越し費用であることを確認できる領収書又はその写し及びその他の書類</li> </ul>

別表 2(第 7 条関係)

	結婚世帯				出産世帯			
	夫婦のいずれも 29 歳以下*1		左記以外		夫婦のいずれも 29 歳以下*2		左記以外	
1 か年目	居住誘導区域内	居住誘導区域外	居住誘導区域内	居住誘導区域外	居住誘導区域内	居住誘導区域外	居住誘導区域内	居住誘導区域外
		60 万円	15 万円	30 万円	15 万円	60 万円	15 万円	30 万円
2 か年目	12 万円	6 万円	12 万円	6 万円	12 万円	6 万円	12 万円	6 万円
特記事項	*1婚姻日における年齢とする。 *2第 4 条第 1 項第 3 号の規定による住民登録時点における年齢とする。							